

宇城市公告第10号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和8年1月20日付け宇城市公告第2号で公告した農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第13条第4項において準用する第11条第2項の規定により、宇城市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第13条第4項において準用する第12条第1項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第13条第4項において準用する第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年2月23日の翌日から起算して、15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年1月23日

宇城市長 末松 直洋



1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 令和8年1月24日

至 令和8年2月23日

（ただし、土、日、祝日を除き、9時～16時に限る）

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

宇城市経済部農政課

3 意見の提出について

（1）意見書の提出先

縦覧場所と同じ

（2）意見書の提出方法

所定の様式により提出

（3）意見書の提出期限（縦覧期間満了の日）

令和8年2月23日

4 異議申出について

（1）異議申出の申出先

縦覧場所と同じ

（2）異議申出の方法

所定の様式により提出